

財 関 第 833 号  
平成 19 年 6 月 20 日

( 各 ) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

### 税関の執務時間外における通関体制の整備についての一部改正について

最近における通関需要に的確に対応するため、平成 18 年 7 月から同年 12 月までの臨時開庁承認件数等の執務時間外における通関需要の見極め調査結果に基づき、税関の執務時間外における通関体制の整備について（平成 17 年 6 月 15 日財関第 771 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 19 年 7 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知徹底されたい。

#### 記

税関の執務時間外における通関体制の整備についての一部について、別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。